

**島根地方最低賃金審議会 第449回会議
及び 必要性検討委員会 第1回会議 議事録**

- 1 日 時 令和8年9月1日（火） 9：55～10：56
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に
関する異議の申出について
○ 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）

【会 長】 ただいまから、島根地方最低賃金審議会第449回会議を開会します。
なお、本審議会については、第446回審議会で決定したとおり、採決を除き、原則公開といたします。最初に、事務局から本日の会議資料について説明してください。

【山根職員】 資料についてご説明いたします。本日は、会議次第が1枚、会議資料として資料ナンバー1からナンバー4を留めたものと、その他資料をお配りしております。

資料ナンバー1が、5枚もので、島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示への異議申出の写し。

資料ナンバー2が、1枚もので、特定最低賃金申出状況一覧表。

資料ナンバー3が、14枚もので、特定最低賃金5件の改正決定申出書及び疎明資料写し。

資料ナンバー4が、2枚ものでございまして、答申日別最短効力発生予定日一覧表。

資料ナンバーは付けておりませんが、机上資料といたしまして、8月14日に開催された島根県最低賃金専門部会報告書写し、8月14日付け島根県

最低賃金の改正決定についての答申の写し、全国の最低賃金改定額の状況表 1 枚、最後に、本日 9 月 1 日付けの申出取下げ書 1 枚をお付けしております。
以上です。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】 次に、事務局から定足数及び会議の公開状況を報告してください。

【山根職員】 委員の出席状況につきまして報告させていただきます。

本日は、委員の皆様全員の出席が確認されておりますので、本日の会議は有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本審議会には 3 名の方が傍聴されておりますので、併せて報告いたします。

【会 長】 それでは、議事次第の 2、島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、事務局から説明して下さい。

【室 長】 本年 8 月 1 4 日付けで答申をいただきました、今年度の島根県最低賃金の改正に係る異議の申出につきまして、説明をさせていただきます。

最低賃金の改正の答申に係る異議の申出は、審議会の意見に係る地域の労働者またはこれを使用する使用者は、公示があった日から 1 5 日以内に労働局長に行うことができると、最低賃金法第 1 1 条第 2 項により規定されております。

8 月 1 4 日に答申をいただいた後、同日から 8 月 3 1 日まで公示を行いましたところ、資料ナンバー 1 の通り、島根県医療労働組合連合会、島根県自治体労働組合総連合、島根県労働組合総連合の以上、3 団体、3 件の異議の申出がありました。諮問後に予定しております意見陳述にて説明が行われるものとしております。以上で、異議の申出についての説明を終わります。

それでは、局長から藤本会長へ諮問分をお渡しいたします。

(局長から会長へ諮問文を手交。)

【局 長】 ご審議よろしくお願ひいたします。

【会 長】 ただいま局長から審議会へ諮問をいただきました。それでは、諮問に対する審議を始めます。7月14日に開催しました第446回審議会において、本日の異議申出の審議の場で、異議申出人からの意見陳述を認めることとしておりました。このことについて、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 異議申出書については3点いただいておりますが、その中で、本日、島根県労働組合総連合事務局長、徳永和洋様が意見陳述を希望されております。

【会 長】 それでは例年どおり、審議に先立ち陳述してもらうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし。」）

【会 長】 それでは、島根県労働組合総連合事務局長の徳永和洋様、意見をお聞かせください。時間は10分程度をお願いします。

【陳述人】 ご苦労様です。しまね労連の徳永と言います。よろしくお願ひいたします。それでは、座らせていただいて、申出をさせていただきたいと思ひます。資料1の3ページ目のところに、しまね労連の異議申立てが書いてありますので、こちらをご覧ください。8月14日に答申が出されて、中央の目安額56円を3円上回る59円ということで答申をされたというふうに伺っております。今日の資料でもありましたように、最低賃金が島根県で1,092円となったというふうなことです、この間の公労使の委員の皆さんのご尽力には大変感謝を申し上げたいと思ひます。

しかしながら、労働組合として満足するものではないということで、異議の申立てをさせていただきます。異議申立てに記載のとおり、やはり、中東情勢が物価にも影響しています。9月になっても、様々な生活物品が値上がりするというふうな状況になっていることは皆さんご存知だと思います。そ

ういう意味で、県民生活が非常に物価高騰、それから賃金の伸び悩みという中で脅かされている状況というのは変わらないというふうに考えています。

私たちしまね労連は8時間働けば普通に暮らせる賃金を目指してやっておりますけれども、1,700円以上と、全国统一の最低賃金制度として、設けていただくような申出も行っております。この理由としては、一点目として、やはり、この1,092円では皆さんご存知のように、平均150時間、月1回で働いたとしても20万に満たない賃金でしか獲得できないと、それから社会保険料、さまざまな税金関係が引かれれば、当然その手取りはもっと少なくなるというふうな状況になっています。そういう中で、やはり労働者、それから労働者の家族も含めて生活していくには不十分な金額だというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

そして、その次のページに書いておりますけれども、憲法25条に保障される人間らしい文化的な生活を保障するというふうな条項について考えてみたときに、やはり、この1,092円ではその人間らしい文化的な生活が送れないというふうに私たちは判断します。そのためにも、1,700円以上の賃金が必要であるとしています。

実質賃金指数の国際比較をここに書いてありますけれども、残念ながら日本はですね、97年を100とすれば下回るというふうな形になっています。一方で、お隣の韓国は152までですね、指数が上がっているというふうなことで、日本の賃金指数からするとですね、1.7倍ぐらいの開きがあるというふうなことで、ぜひともそういった国際比較のことも考えながら判断を頂けたらなというふうに思います。

そして、島根県の場合、中小企業が多くを占めており、賃上げしたくてもできない状況に企業の方たちは置かれているという中では、今日の山陰中央新報で今度の賃上げで助成の申し込みが増えるのではないかと、という報道がありましたけれども、やはり中小企業の経営を支える意味、それから中小企業で働く労働者の生活を支えるという意味では、中小企業支援が絶対的に必要だと判断しています。直接支援だけではなく、また業務改善助成金等の拡充、要件の緩和を引き続き求めていただきたいなと思っています。

そして4つ目となりますが、この最低賃金というのが賃上げされればその

分だけ貯蓄に回るのではなくて、消費に回るというふうなことで、賃上げが地域経済の中で良好な循環をもたらすというふうに考えます。当然、その所得が増えれば消費も増える、そして、税収も増えるというふうな形で寄与していきますので、ぜひとも、1,092円にとどまるのではなくて、さらに上積みを求めて検討をいただきたいなと思います。

加えて、繰り返しますけども、地方に住んでいようが、都会に住んでいようが、生計費というのは一定の額が必要になってきます。そういう意味では、やはり今回のような都道府県別にランクをつけて金額を競わせるような形ではなく、全国統一の最低賃金制度が絶対必要だというふうに考えますので、そのことも合わせて、国に対して答申を行っていただくように、ご要望を申し上げまして、私たちの申出とさせていただきます。

ありがとうございました。

【会 長】 徳永様、貴重なご意見ありがとうございました。

ただいまの意見陳述に関して、委員の皆様から何かご質問などございますでしょうか。

（「ありません。」）

【会 長】 ないようでしたら、以上で意見陳述を終了します。

それではこれからは採決に入ることになります。公開することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき、これからは非公開といたします。

また、第6条第2項により、議事録も非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開します。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

（傍聴人退室）

(採決は議事要旨のみ公開)

(傍聴人入室)

【会 長】 採決の結果、8月14日付け答申のとおりとすることが議決されました。

それでは、審議結果を踏まえ、事務局は答申文案を作成し、配付してください。答申文案を各自ご確認ください。

それでは、答申文案について決議します。答申文案に異議はございませんか。

(「ありません。」)

【会 長】 異議はないようですので、これで島根労働局長へ答申いたします。答申文の案の文字を消してください。

(会長から局長へ答申文を手交。)

【局 長】 ただいま、島根県最低賃金異議申立てに対する答申をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、本日、異議申出につきまして、ご審議をいただきましたことにお礼申し上げます。

引き続き10月10日の発効に向けて所要の手続きを進めてまいります。

併せて、新しい島根県最低賃金、時間額1,092円につきまして、周知徹底を図るとともに、円滑な履行確保に努めてまいります。

【会 長】 それでは、会議次第の3番目、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、事務局から説明してください。

【室 長】 事務局から説明させていただきます。特定最低賃金の改正の申出につきましては、百貨店、総合スーパーを除く5業種の申出がなされました。このほか、新設決定につきまして1業種の申出を受理しました。

6 業種について申出書の審査を行いました結果、6 業種すべてについて、申出の要件を満たしておりますことを報告いたします。

以下、理由を説明します。

お手元の資料ナンバー 2 の特定最低賃金申出状況一覧表をご覧ください。

この①に書いてございますのが労働協約の適用を受ける労働者又は合意のあった労働者数でございます。これに対しまして、中央の③が本年 3 月の第 4 4 5 回及び本年 7 月の第 4 4 6 回島根地方最低賃金審議会でお示ししました令和 3 年経済センサス活動調査による労働者数です。これで割りますと、その右欄に合意労働者の比率が①割る③で出ております。これらはいずれも 3 分の 1 以上となっておりますので、有効に申出が行われたということになります。

つきましては、これまでの中央最低賃金審議会の合意に基づきますとおり、3 分の 1 以上の申出があったものにつきましては、円滑に申出の受理、諮問を行うこととされております。

しかしながら、総合スーパーマーケット、ホームセンターについては、机上資料の通り、本日付け、申出の取下げがありました。

したがって、改正の申出のあった 5 業種について、本日諮問をさせていただきます。

ただいま申し上げた申出書等の写しについては資料ナンバー 3 でご覧いただきたいと思います。

以上が申出の審査結果についてのご説明となります。

【会 長】 ただいまの説明について、何かありますでしょうか。

【石川委員】 労働者側委員の石川でございます。いまお話がございましたように、総合スーパーマーケット、ホームセンターにつきましては、今回取下げをさせていただきました。

理由につきましては、こちらの取下げ書の中で、適用労働者における時間額の協定金額が必要性審議日、本日時点で改正予定の県最賃を下回っているということでございます。

先ほどご説明のあった資料２の労働協約で定める最低賃金のうち、最も低い額が一部、労使協定の中で、１，０９２円を下回るということもございますので、現時点での必要性の審議に、そぐわないと判断をしております。

ただ、これまで主張させていただいておりますとおり、特に流通業における処遇の低い業種というふうな形で捉えております。特定最賃の必要性、これは政府も積極的に処遇の低い業種での活用を検討しているということもございますので、エッセンシャルワーカーを含む、小売業、流通業者の必要性というか、最賃近傍で働いている方が特に多いということを鑑みてですね、まだまだその必要性を感じておりますので、引き続き、企業内最賃がまた改定された時点で申出の方をどうするか改めてこちらで検討させていただきたいと思っております。

あと、資料３の方の疎明資料の最後の方でも付けさせていただきましたこちらの産業規模別、それから地域別で流通業種の賃金が低いといったところも示させていただいておりますので、引き続き、特定最賃の審議に至りますことを、我々としても検討してまいります。

今回におきましては、このような理由で取下げさせていただきます。

よろしくお願いします。

【会 長】 その他何かありますでしょうか。

（「意見なし。」）

【会 長】 それでは、事務局の方お願いします。

【室 長】 それでは、労働局長から審議会会長に対して、特定最低賃金の金額改正決定の必要性についての諮問を行わせていただきます。

（局長から会長へ諮問文を手交。）

【局 長】 引き続き、ご審議をお願いいたします。

【会 長】 ただいま、必要性の有無についての諮問をいただきました。

必要性の有無の審議につきましては、本年7月31日に開催いたしました第1回の運営小委員会において、特定最低賃金改正決定等の必要性の有無についての検討方法を審議した結果、本審委員全員を委員とする必要性検討委員会を設置し、審議することで合意が得られました。

特定最低賃金については、従来から必要性検討委員会において審議の上、全会一致での議決により報告書を取りまとめ、審議会に報告し、審議会から労働局長に特定最低賃金の決定等の必要性の有無について答申を行っております。

そして、必要性有りの答申を行った場合は、労働局長からの改正・決定の諮問を受け、その後に専門部会を設置して審議を行うこととなります。

仮に、必要性有りの答申を行わない場合は、労働局長からの改正・決定の諮問を受けず、その後の専門部会の設置が行われないこととなります。

改めて、審議会の場合において、必要性検討委員会を設置して検討することについて決議したいと思います。では、別途、必要性検討委員会を設置して検討することについてご意見ありませんか。

（「ありません。」）

なければ、早速ですが、必要性検討委員会を設置して検討を行うことといたします。

必要性検討委員会では、全会一致で必要性の有無の決定をいただくことが重要となりますので、委員の皆様の慎重な審議をお願いします。

それでは、ここで、必要性検討委員会開催のため、本審議会は一旦休会とします。

（審議会休会、必要性検討委員会開会）

【委員長】 それでは、これより必要性検討委員会第1回会議を開会します。島根地方最

低賃金審議会必要性検討委員会運営規程第2条第2項により委員長は、審議会の会長となっていますので、私が引き続き、議事を進めますので、よろしくお願いします。

会議は、第446回最低賃金審議会で決定したとおり、採決を除き公開といたします。それでは、5業種の改正決定の必要性の有無について審議に入りたいと思います。

まず、申出者から申出理由、疎明資料等をそれぞれご説明してください。

【景山委員】 景山です。よろしくお願いいたします。疎明資料は、今日まとめていただいているものにもあたりますけれども、その理由について述べさせていただきたいと思っております。

まずは、中賃が示しました56円の引き上げ目安を受けて、最低賃金は59円の引き上げということで、慎重審議が行われました。大変ご苦勞様でございました。一方、国の方では2030年代の早い時期に、全国の加重平均を1,500円とするという目標を明確にいたしております。このことに対しては、島根県の最低賃金の実態と照らし合わせますと、未知数であり、課題は多いものであるというふうに、労働者としても受け止めているところでございます。

私たちは、この島根の地方においてですね、人手不足、少子高齢化、そして若者人材の県外流出を真正面から受け止めて対応していくとともに、持続可能な島根県経済を構築していかなければならないというふうに思っております。現在、DX、AXなどの改革が叫ばれておりますけれども、県内企業はより稼ぐ力をつけていくことを目標としながらも、具体的な設備投資などをしていただいて労働生産性の向上を図っていく、こういう必要性があるというふうに思っております。

今まで以上に労使が協調して付加価値創造に挑んでいかなければならない時代に突入しているというふうに考えております。

今日は島根県が保有いたします6業種のうち5業種の最低賃金の改正を行いたく必要性について審議をいただくわけでございますけれども、いずれの産業も島根県にはなくてはならない工業出荷と雇用を生み出している産業で

あるというふうに思っております。

この5業種は古くから個別の産業間での公正な競争によりまして、今日まで進化を続けてきた産業であるというふうにも受け止めております。

5業種の益々の発展が県民や産業界から大いに期待をするというところであると思いますし、今後の島根県にも絶対になくてはならない基幹的産業であるというふうに捉えております。

地域最低賃金を超え、設定されている特定最低賃金というふうに位置づけられるわけですが、当該労使のイニシアチブをしっかりと発揮をし、各業界の課題について議論ができる貴重な場面でもあるというふうに捉えております。

労働者目線で現場の実態についてしっかりお伝えし、また、お聞きいたしますとともに、業界の将来を見据えた真摯な議論を展開していくことをお約束していきたいというふうに思っております。

今年度の特定最低賃金の必要性について、全会一致で必要性ありとご確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

【会 長】 ただいま、申出者から申出理由、疎明資料等の説明がありました。

それでは必要性の有無について、ご審議をお願いします。何かございますでしょうか。

【橋本委員】 お伺いをします。自動車の新車小売業を除く4業種については、公正競争ケースであるということで提出をいただいておりますが、事業規模、人数、雇用者の人数によって賃金の引き上げ結果などを見ると、賃金格差が確かにありそうだというふうに拝見しています。そのような観点から、簡単に言うと、公正競争が阻害される懸念があるということでしょうか。

【景山委員】 はい。全国の新車小売が全て労働協約ケースとなっているという認識はないですが、我が県におけるこの新車小売がなぜ労働協約ケースとして古くから設定をされているかということについては、ちょっと私は詳しくは存じて

いないところであります。

ただし、労働者側といたしましては、この2つのケースによって審議をするということにあたり、なるだけ労働協約ケースとして申請をしていこうという、目標があるところでございます。その理由は当該労使の中でしっかりとその企業で働く方の最低賃金を確定して、そして審議会の中では、よりスムーズにそのことを確認できるというふうな方向に持っていくこととなっておりまして、現在はその中でも6業種の中で、小売だけが当該労使の協約金額を持って、それを決定していくという、性質の違いがあるものというふうに認識しているものでございます。

【橋本委員】 私も働いている方々の生活を守っていく賃金レベルを労使理解しながらちゃんと維持をして、その産業を守っていくということでは同感でございます。

景山委員のおっしゃる全体の業種において、労働協約ケースで議論していくべきだというのも、これも本当にそう思います。

そういった中で、先ほどお伺いした公正競争ケースに該当しますよね、という確認をお願いします。

新車小売を除く、その他の業種において公正競争ケースでご提出をなさっているということですが、その公正競争ケースに該当しますよね、という確認です。

【景山委員】 はい、これは先ほど事務局の説明にもありましたとおり、公正競争ケースでの申出にあたって、不備はないということを確認の上で話していただいております。

加えて、その中でも労働協約で最低賃金を決めていらっしゃるところについては調査をして、ここで一番低い金額についても一覧にさせていただいているという認識です。

【委員長】 その他、委員の皆様ご意見などございますでしょうか。

（「ありません。」）

【委員長】 それでは、この後、採決に移りますので、これからは非公開になるため、傍聴人の皆様は恐れ入りますが、ご退出願います。

(傍聴人退出)

(採決は議事要旨のみ公開)

(傍聴人入室)

【委員長】 ただいま採決が終わりました。

審議結果を踏まえ、事務局は報告文案を作成して配付してください。

ただいまお配りしました報告文で、審議会へ報告することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」)

【委員長】 よろしいでしょうか。それでは、報告文の案の文字を消してください。

会議次第、その他ですが、委員の皆様、何かありますでしょうか。

(「ありません。」)

【委員長】 それでは以上で、必要性検討委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(必要性検討委員会閉会、審議会再開)

【会 長】 それでは本審を再開します。

必要性検討委員会において、皆様のお手元にあるとおり、申出のあった5件の特定最低賃金の改正決定の必要性について必要性ありとの答申を行うこ

とが適当であるとの結論となり、この報告書が提出されました。

これについてご意見がございますか。

(「異議なし。」)

【会 長】 それでは異議なしということで、審議会として労働局長に対し、改正決定の必要性について、報告書のとおり、答申することとしてよろしいですか。

(「異議なし。」)

【会 長】 ありがとうございます。それでは、事務局は、答申文案を作成してください。

【室 長】 それでは、今から作成いたしますので、少々お時間をいただきます。このままお待ちください。

【会 長】 それでは、お配りした答申文案について、ご意見などありますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、答申文の案の文字を消してください。では、答申いたします。

(会長から局長へ答申文を手交。)

【局 長】 ただいま改正決定の申出がありました業種につきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありとの答申をいただきました。

引き続きご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、事務局から何かありますか。

【室 長】 ただいま、必要と認める旨の答申をいただきました業種について、改正決定

の調査審議を行っていただくよう諮問させていただきます。

(局長から会長へ諮問文を手交。)

【局 長】 引き続き、ご審議よろしく願いいたします。

【会 長】 ただいま労働局長から審議会へ諮問をいただきました。

その他、特定最低賃金の諮問に関係して、委員の皆様、何かございますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、事務局から何かありますか。

【室 長】 それでは、改正決定の審議にあたりまして、専門部会委員の任命について、また、審議会令第6条第5項及び第七項の議決について説明いたします。

先ほど、特定最低賃金の改正決定の調査審議をお願いすることとなりましたが、この審議のため、5業種の専門部会を設置し、専門部会委員の任命を行うこととなります。

まず、審議会第6条第1項により、専門部会の委員の数は9人以内とする、となっております。例年、当該専門部会では、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の9名としており、今年度も例年通りそれぞれ3名の合計9名としてよろしいかお諮りいたします。決議されれば、本日付けで島根労働局一般公示を行ない、9月16日水曜日を締め切り日として委員の推薦を募り、速やかに任命したいと考えております。公益代表委員については、労働局長が適任者を選任し、速やかに任命する予定です。

次に、審議会第6条第5項及び第7項についてご説明します。審議会第6条第5項については、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されており、本審議会がこの議決がいただければ、改めて審議会を開催する必

要がなくなります。

なお、審議会での決議が不要になる場合は、運用として専門部会において全会一致で決議された場合に限ることとされております。同じく審議会令第6条第7項について、最低賃金専門部会は、その任務が終了した時は審議会の議決により廃止するものとする規定されており、本日その旨の議決がいただければ、専門部会終了後、改めて審議会を開催する必要がなくなります。

審議会の効率的な運営の面からのご審議いただきたい事項として、専門部会は公労使各3名の合計9名の委員とすること、審議会令第6条第5項及び第7項の適用の議決の3点提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

【会 長】 ただいま、事務局から提案がありましたが、専門部会の委員の数は9名とすること、そして審議会令第6条第5項及び第7項の適用については、あらかじめ議決してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」)

【会 長】 それでは、各専門部会は公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の9名とし、審議会令第6条第5項及び第7項の適用については、いずれも決定させていただきます。

その他事務局から何かありますか。

【会 長】 本日付けで特定最低賃金の改正決定に係る関係労使からの意見を求める公示を9月16日水曜日まで行うこととしておりますので、お知らせします。

【会 長】 それでは会議次第4、その他ですが、委員の皆さん、何かございますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 本審議会終了後に、特定最賃関係の事務連絡をさせていただきたいと思います。以上です。

【会 長】 それでは、以上をもちまして議事を終了します。

なお、少し先になりますが、来年３月開催予定の特定最低賃金にかかる意向表明の本審についてですが、審議会運営規程第６条第１項を適用して会議は公開に、また、議事録及び会議資料についても第７条第２項を適用して公開とします。本日はお疲れさまでした。